

第 15 号議案

特別区人事及び厚生事務組合の規約変更について
上記の議案を提出する。

平成 17 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

特別区人事及び厚生事務組合の規約変更について
特別区人事及び厚生事務組合の規約を下記のとおり変更する。

記

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合規約（昭和 26 年 8 月 10 日東京都知事
許可）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「東京都千代田区九段北一丁目 1 番 4 号」を「東京都千代田
区飯田橋三丁目 5 番 1 号」に改める。

付 則

この規約は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

事務所の位置の変更に伴い、規約の一部を変更する必要があるので、
地方自治法第 290 条の規定に基づき、この案を提出いたします。